

労務通信

2022.4月号

個人情報保護法改正で確認しておくべきこととは？



◆コンピューターウイルス Emotet（エモテット）の感染被害拡大中

現在、取引先等を装ってメールを送り付け、添付ファイルを開くと感染するコンピューターウイルス Emotet の感染被害が拡大しています。特徴は、メールの受信者が過去にメールのやり取りをしたことのある、実在の相手の氏名、メールアドレス、メール内容等の一部が流用されたりして偽メールと気づきにくい点です。

独立行政法人情報処理推進機構によれば、Emotet に感染した組織から窃取された、正規のメール文面やメールアドレス等の情報が使われていると考えられるということです。

◆改正個人情報保護法で個人情報漏洩等が発生した場合の報告が義務化

令和4年4月施行の改正個人情報保護法では、実際に被害が発生していなくても、個人情報漏洩等が発生した場合の個人情報保護委員会への報告が義務化されます。上記偽メールの被害に遭った企業では、氏名やメールアドレスなどが外部に流出したケースも確認されています。こうした方が一に備えるため、個人情報保護委員会では漏洩等報告の手順の整備を呼びかけています。

◆安全管理のために講じた措置の公表等も義務化

また、どのような安全管理措置が講じられているか、本人が把握できるようにする観点から、安全管理措置の公表等が原則義務化されるほか、本人の開示請求の要件が緩和されます。保有個人データを棚卸しし、開示請求に備えておく必要があります。

さらに、外国にある第三者に個人データを提供する場合の情報提供等も改正されますので、自社の対策に漏れがないか、確認しておきましょう。

【情報処理推進機構「Emotet（エモテット）」と呼ばれるウイルスへの感染を狙うメールについて】

<https://www.ipa.go.jp/security/announce/20191202.html>

【個人情報保護委員会「改正個人情報保護法対応チェックポイント」】

https://www.ppc.go.jp/news/kaiseihogohou_checkpoint/

法改正情報

◆パワハラ防止法、育児・介護休業法の改正に対応できていますか？

令和4年4月1日より、パワハラ防止法によるパワハラ防止のための雇用管理措置が中小企業にも義務化されました。また、育児・介護休業法において、妊娠・出産等について労働者から申出があったときは、個別周知・意向確認を行うことが事業主に義務付けられました。社内体制や規定の見直しに不備がないか、以下のチェックリストで確認してみましょう。

◎パワハラ防止法対応 チェックリスト

項 目	✓
・パワハラとは何か、理解できていますか？	<input type="checkbox"/>
・パワハラ6類型を把握していますか？	<input type="checkbox"/>
・事業主の方針（トップメッセージ）を明確に示し、周知していますか？	<input type="checkbox"/>
・就業規則等において、パワハラの禁止や処分に関する規定を設けていますか？	<input type="checkbox"/>
・相談窓口を社内または社外（もしくは両方）に設置していますか？	<input type="checkbox"/>
・相談窓口担当者を決め、適切な対応ができるよう研修を行っていますか？	<input type="checkbox"/>
・相談窓口は労働者に周知されていますか？	<input type="checkbox"/>
・パワハラ事案が起こった際の適切な対応を確立していますか？	<input type="checkbox"/>
◆相談者、行為者、第三者からの事実確認の方法	<input type="checkbox"/>
◆被害者に対する配慮、行為者からの報復防止	<input type="checkbox"/>
◆再発防止対策	<input type="checkbox"/>
・相談者、行為者等のプライバシー保護、不利益取扱いされない旨を周知していますか？	<input type="checkbox"/>

◎改正育児・介護休業法対応 チェックリスト

項 目	✓
・育児休業を取得しやすい環境整備（以下のいずれか）を決めていますか？ 【①研修の実施，②相談窓口の設置，③事例収集・提供，④育児休業取得促進方針の周知】	<input type="checkbox"/>
・妊娠・出産（本人または配偶者）の申し出をした労働者に対して適切な対応を確立していますか？	<input type="checkbox"/>
◆個別周知・意向確認の方法（以下のいずれか） 【①面談，②書面交付，③FAX，④電子メール等】	<input type="checkbox"/>
◆個別周知・意向確認は申し出をした全員に実施することになっている	<input type="checkbox"/>
◆個別周知・意向確認の実施者、担当部署の決定	<input type="checkbox"/>
・有期雇用労働者の育児・介護休業取得緩和について規定の見直しを行っていますか？	<input type="checkbox"/>
・勤続1年未満の有期雇用労働者を労使協定で除外する場合、協定を締結していますか？	<input type="checkbox"/>

※産後パパ育休については、令和4年10月1日から対象になります。